

第1条の3 条例第4条第1項に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

- (1) 60歳以上の者
 - (2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が次に掲げる障害の種類に応じ、それぞれ次に定める程度であるもの
 - ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度
 - イ 精神障害（知的障害を除く。ウにおいて同じ。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度
 - ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度
 - (3) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2に掲げる重度障害の程度又は同第1号表ノ3の第1款症に定める障害の程度であるもの
 - (4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
 - (5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者
 - (6) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
 - (7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
 - (8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者で次のいずれかに該当するもの
 - ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者
 - イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの
 - (9) 犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第2項に規定する犯罪被害者等で知事が別に定めるもの
 - (10) 前各号に掲げる者のほか、特に居住の安定を図る必要がある者として知事が認める者
- 2 知事は、入居の申込みをした者が前項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。
- 3 知事は、入居の申込みをした者が第1項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要がある

と認めるときは、市町村の長に意見を求めることができる。

第20条の3中「第9条及び」を「第1条の3第2項及び第3項、第9条並びに」に改める。

第23条中「第2条」を「第1条の3、第2条」に改める。

第24条中「第2条」を「第1条の3」に改める。

別表第1の1中「石井団地 みやま団地」を「石井団地」に、

「星ヶ丘団地 関屋団地」を「関屋団地」に

改める。

別表第2の1の条例第14条第1項第1号の場合の項中「（昭和25年法律第144号）」を削り、同1の条例第14条第1項第4号の場合の項中「（昭和38年法律第168号）」、「（大正12年法律第48号）」、「（昭和25年厚生省令第15号）」及び「（昭和25年政令第155号）」を削る。

附則

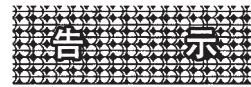
（施行期日）

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、別表第1の1の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第357号）附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日前に50歳以上である者に対するこの規則による改正後の県営住宅等の管理に関する規則第1条の3第1項第1号の規定の適用については、同号中「60歳」とあるのは「平成24年4月1日現在において56歳」とする。

住 宅 課



長野県告示第304号

長野県看護職員修学資金貸与規程（昭和37年長野県告示第355号）の一部を次のように改正します。

平成24年3月30日

長野県知事 阿部守一

第2条第1号エ中「第7条第6項」を「第6条の2第3項」に改め、同号オ中「第43条の4」を「第42条第2号」に、「重症心身障害児施設」を「医療型障害児入所施設のうち、同法第7条第2項に規定する重症心身障害児に対する同項に規定する障害児入所支援を行うもの」に改める。

附則

（施行期日）

1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の長野県看護職員修学資金貸与規程の規定は、この告示の施行の日以後に長野県看護職員修学資金の貸与の決定があった者について適用し、同日前に当該修学資金の貸与の決定があった者については、なお従前の例による。

医療推進課

長野県告示第305号

長野県医学生修学資金貸与規程(昭和50年長野県告示第108号)の一部を次のように改正します。

平成24年3月30日

長野県知事 阿部 守一

第12条第5項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「又は第2項」を「から第3項まで」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「前3項」に、「又は」を「進級し、又は」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 被貸与者が同一の学年を重ねて履修すること(以下「留年」という。)となつたときは、当該履修することとなつた期間の分については、修学資金の貸与を停止する。

第19条第1項中「復学又は」を「留年又は」に、「休学(停学、復学、退学)届」を「休学(停学、留年、退学)届」に改め、同条第5項中「様式第12号」を「様式第14号」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「その旨」を「異動届(様式第13号)によりその旨」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 被貸与者は、復学したとき又は留年した後に進級したときは、復学した日又は進級した日から1月以内に、復学(進級)届(様式第12号)によりその旨を知事に届け出なければならない。

様式第1号を次のように改める。

(様式第1号)(第6条関係)

長野県医学生修学資金貸与申請書

年 月 日

長野県知事

殿

本人氏名

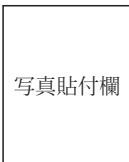
㊦

連帯保証人氏名

㊦

連帯保証人氏名

㊦



下記のとおりですから、長野県医学生修学資金貸与規程(昭和50年長野県告示第108号)による修学資金を貸与してください。

記

ふりがな 氏名		(歳)	出身 高等学校	高等学校 年 月卒業
年 月 日生				年 月
帰省先			大学入学	年 月
住所		電話	卒業予定	年 月
電子メールアドレス				
大学	学部	科	学年	地域枠入学 (※ はい, いいえ)
希望の 貸与期間		年 月から		
大学所在地		年 月まで		
連 帯 保 証 人	住所	本人との続柄		
	氏名	職業		
	年収	生年月日		年 月 日生
	電話			
	住所	本人との続柄		
	氏名	職業		
	年収	生年月日		年 月 日生
	電話			
備考				

(備考) 1 写真貼付欄には、申請前3月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦4センチメートル、横3センチメートルのものを貼付すること。
2 ※のところは、該当するものを○印で囲むこと。

様式第11号中「休学(停学、復学、退学)届」を「休学(停学、留年、退学)届」に、「復学、退学)しました」を「留年、退学)しました」に、
 「理由」を
 「修学資金受領額 年 月から 年 月まで 円」を
 「理由」に改める。

様式第12号を様式第14号とし、様式第11号の次に次の様式を加える。

(様式第12号)(第19条関係)

復学(進級)届

年 月 日

長野県知事 殿

大学 学部 学科 学年

決定番号

本人 氏名 ㊟

連帯保証人 氏名 ㊟

連帯保証人 氏名 ㊟

下記のとおり復学(進級)しました。

記

期 日

理 由

(様式第13号)(第19条関係)

異動届

年 月 日

長野県知事 殿

決定番号

住 所

氏 名 ㊟

下記のとおり異動がありました。

記

1 異動を生じた年月日

2 異動内容

異 動 前

異 動 後

3 異動の理由

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。ただし、様式第1号の改正規定は、平成24年4月1日から施行する。

医療推進課医師確保対策室

長野県告示第306号

長野県医師研究資金貸与規程(平成19年長野県告示第131号)の一部を次のように改正します。

平成24年3月30日

長野県知事 阿 部 守 一

第1条中「者」を「者又はがん専門医の資格を取得し、県内医療機関においてがん治療の業務に従事しようとする者」に改める。

第2条第2号中「医療法(昭和23年法律第205号)第30条の4第2項第10号」を「前号に掲げるもののほか、医療法第30条の4第2項第9号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第1号の次に次の2号を加える。

(2) 標準的ながん診療機能を有する医療機関として長野県保健医療計画に示されている病院

(3) 外科又は麻酔科の専門医が不足している病院のうち医療法(昭和23年法律第205号)第30条の4第2項第9号に規定する区域の医療提供体制を確保するため知事が特に必要と認めるもの

第3条中「県外から転入し、次の各号に掲げる県内医療機関の区分に応じ、当該各号に定める医師としてその業務に従事しようとするもの」を「次の各号のいずれかに該当する者」に改め、同条各号を次のように改める。

(1) 県外から転入し、次に掲げる県内医療機関の区分に応じ、それぞれ次に定める医師としてその業務に従事しようとする者

- ア 前条第1号に規定する病院及び診療所 分娩を取り扱う産科医
- イ 前条第2号に規定する病院 がん治療の業務に従事する放射線科の専門医
- ウ 前条第3号に規定する病院 外科又は麻酔科の専門医
- エ 前条第4号に規定する病院 知事が特に必要と認める診療科の専門医

(2) 前条第2号に規定する病院に在籍し、社団法人日本医学放射線学会の規程による放射線治療専門医又は特定非営利活動法人日本臨床腫瘍学会の規則によるがん薬物療法専門医(以下「がん専門医」という。)の資格を取得するための研修(以下「研修」という。)を新たに受講する医師で、がん専門医の資格を取得してから前条第2号に規定する病院において、がん治療の業務に従事しようとするもの

第4条中「の種類及び」を「のうち前条第1号に該当する者に貸与するもの(以下「医師研究環境整備資金」という。)の種類及び」に改め、同条の表中「研究資金の」を削り、同条に次の1項を加える。

2 研究資金のうち前条第2号に該当する者に貸与するもの(以下「がん専門医養成研究資金」という。)の貸与の額は、200万円とする。

第10条第1項第1号中「第3条」を「第3条第1号又は第2号」に、「3年資金」を「第4条第1項の3年資金」に、「2年資金」を「同項の2年資金」に、「2年(」を「2年、がん専門医養成研究資金の被貸与者にとっては3年(」に改め、同条第3項中「第3条」を「第3条第1号」に改める。

第11条第1号中「第3条」を「第3条第1号又は第2号」に改め、同条中第5号を第9号とし、第4号を第8号とし、第3号の次に次の4号を加える。

- (4) 研修を修了しなかったとき(がん専門医養成研究資金の貸与を受けた者に限る。以下第7号までにおいて同じ。)
- (5) 研修を修了した日から起算して2年を経過する日までの間にがん専門医の試験を受験しなかったとき。
- (6) がん専門医の資格を取得できなかったとき。
- (7) がん専門医の資格を取得した後、直ちに第3条第2号の規定による業務に従事しなかったとき。

第11条に次の1項を加える。

2 被貸与者(がん専門医養成研究資金の貸与を受けた者に限る。)は、前項第4号から第7号までのいずれかに該当するに至ったときは、返還事由発生届出書(様式第6号)により知事に届け出なければならない。

第12条第1項中「が第3条」を「(医師研究環境整備資金の貸与を受けた者に限る。)が第3条第1号」に改め、同条中第4項を第5項とし、同条第3項中「様式第6号」を「様式第7号」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 知事は、被貸与者(がん専門医養成研究資金の貸与を受けた者に限る。)が研修を受講してから第3条第2号の規定による業務に従事するまでの期間及び当該業務に従事している期間中は、返還債務の履行を猶予する。

第14条に次の2項を加える。

- 4 被貸与者(がん専門医養成研究資金の貸与を受けた者に限る。)は、研修を修了したときは、研修修了届出書(様式第8号)に研修を修了したことを確認できる書類の写しを添えて知事に提出しなければならない。
- 5 被貸与者(がん専門医養成研究資金の貸与を受けた者に限る。)は、第3条第2号の規定による業務に従事したときは、着任届出書(様式第9号)に専門医資格取得の証明書の写しを添えて知事に提出しなければならない。

様式第1中

出身大学	大学 年	学部	科 月卒業	就業先の県内医療 機関の名称	
貸与を希望する研究資金 (いずれかに○)	3年資金		・	2年資金	

を

出身大学	大学 学部 科 年 月卒業				
貸与を希望する研究資金 (該当するものに○)	医師研究環境整備資金 (3年資金・2年資金)		県内就業先医療機関名		
	がん専門医養成研究資金 (放射線治療専門医・がん薬物 療法専門医)		所属医療機関名 研修医療機関名		

に改める。

様式第2号を次のように定める。

(様式第2号)(第5条関係)

(医師研究環境整備資金貸与用)

推薦書

年 月 日

長野県知事 殿

医療機関の開設者又は管理者

所在地

氏 名

㊟

下記の者は、身体強健で、人物医業ともに優れ、長野県医師研究資金の貸与を受けることを適当と認めます。

記

氏 名

診 療 科

勤務開始年月日

(がん専門医養成研究資金貸与用)

推薦書

年 月 日

長野県知事 殿

医療機関の開設者又は管理者

所在地

氏 名

㊟

下記の者は、身体強健で、人物医業ともに優れ、長野県医師研究資金の貸与を受けて、下記医療機関において研修することが適当と認めます。

記

氏 名

診 療 科

取得予定の専門医

研修先医療機関

研 修 期 間

様式第6号を様式第7号とし、様式第5号の次に次の様式を加える。

(様式第6号)(第11条関係)

返還事由発生届出書

年 月 日

長野県知事 殿

住 所

氏 名

㊟

下記の理由により、長野県医師研究資金貸与規程(平成19年長野県告示第131号。以下「貸与規程」という。)の規定に基づく研究資金の返還事由が発生しましたので届け出ます。

記

項 目	内 容
発生期日	
返還事由 (該当するものに○)	1 がん専門医の資格を取得するための研修を修了しなかったため 2 がん専門医の資格を取得するための研修を修了した日から起算して2年を経過する日までの間にがん専門医の試験を受験しなかったため 3 がん専門医の資格を取得できなかったため 4 がん専門医の資格を取得した後、直ちに貸与規程第3条第2号の規定による業務に従事しなかったため
理 由 (詳細に記入すること。)	

様式第7号の次に次の様式を加える。

(様式第8号)(第14条関係)

研修修了届出書

年 月 日

長野県知事 殿

住 所
氏 名 ㊟

下記の医療機関において研修を修了したので届け出ます。

記

項 目	内 容
研修先医療機関名	
研修期間	
取得予定の専門医	
診療科及び研修内容	

(添付書類)

研修を修了したことを確認できる書類の写し

(様式第9号)(第14条関係)

着任届出書

年 月 日

長野県知事 殿

住 所
氏 名 ㊟

下記のとおり専門医の資格を取得し、医療機関に着任したので届け出ます。

記

項 目	内 容
取得した専門医	
医療機関名	
診 療 科	

(添付書類)

専門医資格取得の証明書の写し

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の長野県医師研究資金貸与規程の規定は、この告示の施行の日以後に長野県医師研究資金の貸与の決定があった者について適用し、同日前に当該研究資金の貸与の決定があった者については、なお従前の例による。

医療推進課医師確保対策室

長野県告示第307号

訓練手当支給要綱（昭和41年長野県告示第641号）の一部を次のように改正します

平成24年3月30日

長野県知事 阿部 守一

第4第2項中「応じて」を「応じ、40日分を限度として」に改め、同項ただし書きを削る。

附則

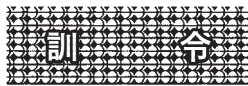
(施行期日)

1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の訓練手当支給要綱の規定は、この告示の施行の日以後に公共職業訓練又は職場適応訓練を受け始めた者に係る訓練手当から適用し、同日前に公共職業訓練又は職場適応訓練を受けていた者に係る訓練手当については、なお従前の例による。

人材育成課



長野県教育委員会訓令第2号

県立中学校
県立高等学校
県立特別支援学校

長野県立学校長職務規程（昭和25年長野県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行します。

平成24年3月30日

長野県教育委員会

訓令先中 「県立高等学校 県立盲学校 県立ろう学校 県立養護学校」 を 「県立中学校 県立高等学校 県立特別支援学校」 に改める。

第1条中「県立の」の次に「中学校、」を加える。

第17条第1号中チをテとし、タの次に次のように加える。

チ 職員に係る平成二十二年度等におけるこども手当の支給に関する法律（平成22年法律第19号）第6条の規定による認定

ツ 職員に係る平成二十三年度におけるこども手当の支給等に関する特別措置法（平成23年法律第107号）第6条第1項及び第3項の規定による認定

第17条第3号中「開示又は訂正に」を「開示、訂正、利用の中止、抹消又は提供の中止に」に、「第23条第1項」を「第38条第1項」に、「開示又は訂正の実施並びに記録情報の抹消及び利用・提供中止の申出」を「開示、訂正、利用の中止、抹消又は提供の実施」に改め、「(第22条第2項において準用する第21条第4項の規定による通知を除く。)」を削る。

高校教育課

長野県教育委員会訓令第3号

県立中学校
県立高等学校
県立特別支援学校

長野県立高等学校校務処理規程（昭和43年長野県教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正します。

平成24年3月30日

長野県教育委員会

「県立中学校

訓令先中「県立高等学校」を 県立高等学校 に改める。

県立特別支援学校」

題名を次のように改める。

長野県立学校校務処理規程

第1条中「県立高等学校」を「県立の中学校、高等学校及び特別支援学校」に改める。

第3条中「教頭及び」を「副校長、教頭及び」に改め、同条ただし書き中「ただし」の次に「、県立の高等学校において」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項に定めるもののほか、副校長は、あらかじめ校長が定めた事項を専決することができる。

第6条中「県立高等学校」を「県立の中学校、高等学校及び特別支援学校」に改める。

別表中「教頭及び」を「副校長、教頭及び」に改める。

別表の1中「教頭」を「副校長及び教頭」に改め、同1の(4)中「生徒」を「児童、生徒及び幼児（以下「児童等」という。）」に改め、同(5)中「生徒」を「児童等」に改め、同(7)中「生徒」を「児童等」に改め、同(8)中「生徒」を「児童等」に、「定例的」を「定例かつ軽易な」に改め、同(10)中「教員」を「教員及び寄宿舎指導員（以下「教員等」という。）」に改め、同(11)中「教員及び生徒」を「教員等及び児童等」に改め、同(12)を削り、同(13)を同(12)とする。

別表の2の(1)中「教員」を「教員等」に改め、同(3)中「生徒」を「児童等」に改め、同(10)を同(11)とし、同(9)の次に次のように加える。

(10) 就学奨励費等国庫補助金に係る軽易な事項に関すること（特別支援学校に限る。）。)

附則

1 この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

2 長野県立特別支援学校校務処理規程（昭和55年長野県教育委員会訓令第3号）は、廃止する。

高校教育課

長野県教育委員会訓令第4号

県立中学校
県立高等学校
県立特別支援学校

長野県立学校職員服務規程（平成2年長野県教育委員会訓令第5号）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行します。

平成24年3月30日

長野県教育委員会